

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業
(農業支援サービスの育成加速化支援のうち
農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売販売体系転換支援)
公募要領 (第3次)

第1 総則

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち、第2に掲げる事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりです。

なお、事業実施に当たっては、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」といいます。)及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領(令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」といいます。)により実施してください。

第2 公募対象事業

次に掲げる事業とします。

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち)

農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(交付等要綱別表1の2の(1)及び実施要領別記2-1関係)

第3 補助事業実施期間

本公募に係る事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和9年3月31日までとします。

第4 応募方法

第2に掲げる事業を実施しようとする事業実施主体は、実施要領別記2-1に定める事業実施計画書を作成し、以下により期限までに提出先へ提出してください。

1 提出書類の作成及び提出

申請書類、事業実施計画書等提出書類の作成は、公示の様式ファイルを活用して行うものとし、提出に当たっては、別掲1のチェックシート及び別掲2の応募申請書と併せて提出してください。なお、申請書類については、国への提出の前に、書類等確認機関(実施要領別記2-2の事業実施主体をいう。以下同じ。)の確認を受ける必要がありますので、書類等確認機関の受付期限等にご留意ください。書類等確認機関の確認を受けていない場合は、公募の提出期限内であっても受理できません。

書類等確認機関：一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会

書類等確認機関への確認方法等の詳細については、農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>) 及び書類等確認機関 HP (リンク) をご確認ください。

2 提出期限

申請書類の提出期限については、公示のとおりです。

3 提出先・問合せ先

別掲3のとおりです。

なお、問合せの受付時間は、午前10時から午後5時まで（土・日・祝祭日及び午後0時から午後1時までの間を除く。）とします。

また、申請書類の具体的な記載方法等に係る相談については、書類等確認機関へ相談することが可能です。

4 提出方法

別掲3の提出先のメールアドレスに電子メールで申請していただきます。

なお、メールの件名は、「事業者名〇〇_農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援申請書類」としてください。

また、メール受信トラブル防止のため、メール送信後、提出先に御連絡ください。

5 その他注意事項

(1) 申請事項・書類に虚偽の記載や不足・不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。

(2) 申請事項・書類の作成及び応募に係る経費は、応募者の負担とします。

(3) 提出後の申請事項・書類については、原則として、申請者による資料の差し替え等は不可とします。

(4) 提出された申請事項・書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

第5 補助金交付候補者の選定方法等

補助金交付候補者を選定するに当たっては、第4により提出された事業実施計画書を審査・採点及び評価し、農林水産省農産局が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとします。

1 審査の方法

審査は、別掲4の審査基準に基づき行い、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に予算の範囲内で補助金交付候補者として選定するものとします。同ポイントとなった申請が複数あった場合は、事業費が少ないものを優先的に採択するものとします。

審査・評価委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類等を提出させることがあります。なお、この場合にあっても、ポイントの加算は行わないものとします。

2 審査結果の通知等

審査・評価委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者として選定された者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては補助金交付候補者として選定されなかった旨を、それぞれ実施要領に基づき通知するものとします。なお、審査の過程や審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了知ください。

3 審査の留意事項

補助金交付候補者に選定された後であっても、より高い事業効果を得る観点から応募内容の一部修正を求める場合があります。また、点数が高得点であったとしても、応募の内容に不備や問題がある場合は補助金交付候補者に選定しません。

第6 交付決定に必要な手続等

第5により通知を受けた補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、交付等要綱に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画等（以下「申請書等」という。）を別掲3の提出先に提出し、地方農政局長等が当該申請書等を審査した後、問題がなければ交付決定通知を发出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第7 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととします。

なお、国からの他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差支えありませんが、当該国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合があります。

第8 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金等交付候補者として選定され、補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱及び実施要領を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はありません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、地方農政局長等の承認を受けなければなりません。

なお、地方農政局長等が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（以下「知的財産権」という。）が発生した場合には、その知的財産権は、事業実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業において得た成果に関して知的財産権の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に国と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、補助事業の成果により取得した知的財産権に伴う収益が生じた場合には、交付等要綱及び実施要領に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱及び実施要領に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業実施期間中又は終了後、本事業の波及効果を分析し次年度以降の政策立案等に反映させるため、活動状況、事業成果も波及効果等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリングやアンケート等の実施についてご協力をお願いすることがあります。

第9 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合には、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とします。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

す。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

申請書類チェックシート（推進事業）公募用

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業
 （農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援）

事業実施主体名

--

・ 申請書類の内容

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

※提出する場合は「✓」、該当しないものは「-」を選択すること。

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
○共通			
1	別掲 2（応募申請書）	○	
2	実施要領別記 2-1 様式第 1-1 号（事業実施計画書）	○	
○推進事業にかかる書類			
3	実施要領別記 2-1 様式第 1-2 号（推進事業実施計画書）	○	
4	事業実施主体の概要がわかる資料 ※事業実施主体が法人及び団体である場合には、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等、事業に取り組む事業者の概要がわかるものを添付する。	○	
5	財務資料 ※財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの（原則として過去 3 か年分の財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関（またはそれに準じる組織）の証明があることが望ましい。）。	○	
6	事業実施体制の分かる資料 ※実施要領別記 2-1 様式第 1-2 号（推進事業実施計画書）の事業実施体制図を添付により記載を省略する場合は、事業実施に当たっての実施体制がわかるものを添付すること（フロー図など）。		
7	実施要領別記 2-1 様式第 1-4 号（事業実施体制に関する資料）	○	
8	（スマート農業機械等の導入に取り組む場合）導入機械の性能がわかるパンフレット等		

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
9	<p>(スマート農業機械等の導入を活用する場合) 見積書 ※経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り(導入台数分・原則3者以上)を添付すること。</p> <p>交付申請の際には、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下、「入札等」という。)に参加しようとするものに対し、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知)実施要領別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求める必要があります。</p>		
10	(スマート農業機械等をリース導入する場合) 別添1-1号、1-2号(機械リース計画書)		
11	(農業機械専用運搬車を導入する場合) 別記2-1様式第1-10号(農業機械専用運搬車導入理由書)		
12	<p>(立上げ・事業拡大の取組を実施する場合) 経費使用に関する参考資料 ※経費のうち謝金、人件費、賃金等の支払いを予定している場合は、これらの単価の設定根拠が確認できる資料。なお、人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。</p>		
13	(事業の一部を委託する場合) 委託契約書(案)		
14	実施要領別記2-1様式第1-3号(サービス利用者一覧)	○	
15	成果目標の及びそれに付随する計画に係る現状値(事業実施前年度)の根拠(現状の受委託契約書等)		
16	成果目標及びそれに付随する計画に係る目標値の根拠(同意書等)	○	
17	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類		

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
○その他必要な書類			
18	実施要領別記2-1様式第1-5号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート） ※事業実施主体ごとに提出すること。	○	
19	別掲1-2（申請書類チェックシート）（本チェックシート）	○	
20	その他参考資料		

（注1）整備事業に取り組む場合（共同申請者による取組を含む）は、本様式別添「申請書類チェックシート（整備事業）」を添付すること。

（注2）申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合がある。

・申請書類のファイル形式

ファイル形式		チェッ ク欄
1	申請書類を一式にまとめたPDFファイル ※1：本チェックシートの「申請書類の内容」に掲げる書類の順番にまとめ、ファイル名は「事業者名〇〇_農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系 転換支援」とすること。 ※2：PDFファイルは、1ファイル当たり7MB以下とするとともに、複数のファイルとなる場合は、ファイル名の「事業者名」を「事業者名・その〇/△（〇は 連番、△はまとめたPDFファイル数）」とすること。 ※3：整備事業も併せて応募申請する場合には、別掲1-2別添の申請書類チェックシートにより整備事業に係る申請書類をまとめること。	
2	実施要領別記2-1様式第1-1号（事業実施計画書）について、PDFに変換する前の元ファイル	

申請書類チェックシート（整備事業）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業
 （農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援）

事業実施主体名

・申請書類の内容

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

※提出する場合は「✓」、該当しないものは「-」を選択すること。

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
○整備事業にかかる書類			
1	実施要領別記2-1様式第1-7号（整備事業実施計画書）	○	
2	事業実施予定場所がわかる資料	○	
3	実施体制が分かる資料 ※実施要領別記2-1様式第1-7号（整備事業実施計画書）の事業実施体制図を添付により記載を省略する場合は、事業実施に当たっての実施体制がわかるものを添付すること（フロー図など）。	○	
4	施設の規模算定根拠資料 ※建物の規模や設備の仕様・必要台数について、生産量等を基に各設備の稼働時間や効率、製品化率等を考慮し適切に算定されたことが分かる資料	○	
5	施設の能力・稼働期間等の詳細がわかる資料 ※導入設備の仕様・性能がわかるパンフレットや施設の年間稼働日数・稼働時間が分かる施設稼働日程表など	○	
6	施設の収支計画が分かる資料	○	
7	概算設計書・見積書等事業費の積算根拠となる資料	○	
8	実施要領別記2-1別紙1の別添（費用対効果分析）	○	
9	費用対効果分析に用いた各数値の根拠資料	○	
10	施設の位置図・配置図・平面図等	○	
11	施設の管理運営規程	○	

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
12	実施要領別記 2-1 様式第 1-8 号（施設利用者一覧）	○	
13	実施要領別記 2-1 様式第 1-9 号（工程表）	○	
14	（事業実施予定地が借用地の場合）土地所有者との賃借契約書等借用年数がわかる資料		
15	（既存施設の整備の場合）残存価格を証明する資料		
16	（耐用年数を超過した既存施設に係る整備の場合）建物の耐震強度を証明する資料		
17	その他参考資料		

・ 申請書類のファイル形式

ファイル形式		チェッ ク欄
1	<p>申請書類を一式にまとめたPDFファイル</p> <p>※1：本チェックシートの「申請書類の内容」に掲げる書類の順番にまとめ、ファイル名は「事業者名〇〇_農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系 転換支援（整備事業）」とし、推進事業分に係る申請書類と別ファイルとすること。 ※2：PDFファイルは、1ファイル当たり7MB 以下とするとともに、複数のファイルとなる場合は、ファイル名の「事業者名」を「事業者名・その〇／△（〇は 連番、△はまとめたPDFファイル数）」とすること。</p>	
2	実施要領別記 2-1 様式第 1-7 号（事業実施計画書）について、PDFに変換する前の元ファイル	

別掲2

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの育成加速化支援（農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援）の事業実施計画書の応募申請について

番 号
年 月 日

〇〇農政局長^{※1} 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

このことについて、公募要領第4に基づき関係書類を添えて応募申請します。
なお、事業実施計画書に関する担当者は下記のとおりです。

担当者氏名：
電 話：
メールアドレス：

(注) ※1について、応募申請先の地方農政局長等名を記入すること。

別掲3

申請書類提出先・問合せ先一覧

提出先・問合せ先	管轄する都道府県	電話番号	メールアドレス
北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	北海道	011-330-8807	smart-hdao@maff.go.jp
東北農政局 生産部環境・技術課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-6193	tohoku-smart_agri@maff.go.jp
関東農政局 生産部環境・技術課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	048-740-0457	kantosmano@maff.go.jp
北陸農政局 生産部環境・技術課	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4893	smart-hokuriku@maff.go.jp
東海農政局 生産部環境・技術課	岐阜県、愛知県、三重県	052-746-1313	agsp_tokai@maff.go.jp
近畿農政局 生産部環境・技術課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	075-414-9722	kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp
中国四国農政局 生産部環境・技術課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	086-224-4511	seigikan.chushi@maff.go.jp
九州農政局 生産部環境・技術課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-300-6273	smart_kyushu@maff.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	沖縄県	098-866-1653	sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp

電話の受付時間は平日 10:00～12:00、13:00～17:00 のみとなります。

問合せ先	電話番号	メールアドレス
一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会	03-6272-9283	sj-check@j3a.or.jp
本省（農産局） 技術普及課 サービスユニット	03-6744-2107	nougyou_service@maff.go.jp

電話の受付時間は平日 10:00～12:00、13:00～17:00 のみとなります。

別掲4

農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援 審査基準

本事業の審査に当たり、審査項目、配分基準及び点数配分は以下のとおりとします。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとします。

- ・過去3か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体(共同団体を含む)の場合
- ・審査項目において一つでも不採択がある場合(審査・評価委員会の委員の過半から不採択と判定された項目が一つでもある場合)

1 共通の審査項目等

審査項目	配分基準	点数配分	
1 必須事項	①事業実施主体の適格性		
	①-1 事業実施主体の要件を満たしているか。	ア 事業実施主体要件を満たしている	1点
		イ 事業実施主体要件を満たしていない	不採択
	①-2 事業実施計画書に記載されたサービスの内容は、農業支援サービスに該当するか。	ア 該当する	1点
		イ 該当しない	不採択
		ウ 本項目の該当なし(別記1、別記2-2及び別記3の場合)	-
	②事業の継続性		
	②-1 事業実施主体の財務状況等により、継続的な事業の実施が見込めるか(損益計算書、貸借対照表等を提出できる場合)。	ア 財務状況が安定しており、事業の継続性が認められる。	1点
		イ アに該当しないが、申請時点で本事業計画に係る取組に対して既に金融機関からの融資を受けている、融資が決定している又は融資交渉が成立している等により、事業の継続性が認められる	1点
		ウ 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の赤字となっている、又は、直近1年の決算において債務超過となっているなど、事業の継続性が認められない。	不採択
		エ 本項目の該当なし(②-2に該当する場合)	-
	②-2 事業実施主体の財務状況等により、継続的な事業の実施が見込めるか(損益計算書及び貸借対照表を提出できない場合)。	ア 決算書の代替として提出された書類から総合的に判断し、事業の継続性が認められる。	1点
		イ 過年度の所得額に対して事業規模が過大であるなど、事業の継続性が認められない、又は、財務状況の安定性を判断できる書類がない。	不採択
		ウ 本項目の該当なし(②-1に該当する場合)	-
2 基本事項	①成果目標の妥当性 ・事業実施計画に記載の取組について、成果目標の達成の可能性はあるか。成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定されているか。		
	ア 成果目標の達成が見込まれ、適切に成果目標が設定されている	2点	
	イ 一部精査が必要だが、成果目標の達成が見込まれる	1点	
ウ 適切に設定されているとはいえない	不採択		

	②事業の実現可能性 ・取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあるか。	ア 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性がある	2点
		イ 一部精査が必要だが、取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性がある	1点
		ウ 取組内容や実施スケジュールに無理があり、実現可能とは言えない	不採択
	③実施体制 ・事業の取組内容を的確に遂行するために必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。	ア 本事業を効果的かつ適切に遂行できる体制になっている。(別記2にあつては、産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者(都道府県、市町村、農業協同組合等)が位置づけられている。)	2点
		イ 本事業を適切に遂行することができる体制になっている	1点
		ウ 本事業を適切に遂行することができる体制になっていない	不採択
	④事業費の妥当性 ・事業費は適正に算定されているか。	ア 適正に算定されている	2点
		イ 一部精査が必要だが、おおむね適正に算定されている	1点
		ウ 精査・見直しを要する経費が多く、適正に算定されているとはいえない	不採択

2 各事業の審査項目等

(農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売)

審査項目	配分基準	点数配分	
1 計画内容の実効性	サービス事業の事業性や活用する技術の新規性等を踏まえ、計画内容に実効性が認められるか。	1～10点	
	実効性が認められない。	不採択	
2 総合評価	1の共通の審査項目及び本表の審査項目1の審査を踏まえた総合的な評価として、事業実施計画書の内容等の妥当性を採点する。	1～10点	
	事業実施計画書の内容等は妥当といえない。	不採択	
3 農業現場への貢献度	サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性の向上の効果を発揮できるか。成果目標に応じて加算する。		
①-1 複数都道府県へサービスを提供する場合	(サービス提供先の過半以上が施設園芸の場合)		
	20ha以上	10点	
	10ha以上	7点	
	5ha以上	5点	
	1ha以上	3点	
	1ha未満	0点	
	(サービス提供先が上記以外の場合)		
	700ha以上	10点	
	500ha以上	7点	
	300ha以上	5点	
	100ha以上	3点	
	100ha未満	0点	
	①-2 都道府県内でサービスを提供する場合	サービス提供面積の拡大量に係る目標に応じて以下のとおり加算する。 (サービス提供先の過半以上が施設園芸の場合)	
		10ha以上	10点
9ha以上		9点	
8ha以上		8点	
7ha以上		7点	
6ha以上		6点	
5ha以上		5点	
4ha以上		4点	
3ha以上		3点	
2ha以上		2点	
1ha以上		1点	
1ha未満		0点	
(サービス提供先が上記以外の場合)			
200ha以上		10点	
150ha以上	9点		

	100ha 以上	8 点
	90ha 以上	7 点
	70ha 以上	6 点
	50ha 以上	5 点
	40ha 以上	4 点
	30ha 以上	3 点
	20ha 以上	2 点
	10ha 以上	1 点
	10ha 未満	0 点
4 新規事業への展開に係るポイント	以下のいずれかに該当する場合、加算する ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスで用いていた機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稻の農薬散布サービスのみ利用する場合を除く）に取り組む場合 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業機械を用いたサービスを提供する取組（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く）に取り組む場合	5 点
5 サービス事業の提供期間の長期化等の取組	農業支援サービスの提供期間の拡大等に資する以下の取組を実施する場合、加算する ・サービス事業者と食品事業者等の実需者などが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合 ・サービス事業者と複数の産地間などが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合	5 点
6 スマート農業機械の導入	事業実施主体が導入する農業機械が、スマート農業機械に該当する場合、加算する ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン ・このほか申請時点においてスマート農業技術活用促進法に基づき認定されている生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械に合致するもの	15 点
7 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定	以下のいずれかに該当する場合、加算する ・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※1） ・本事業の事業実施主体がサービス事業者又は食品等事業者である場合にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※1）	10 点
8 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、加算する	5 点
9 みどりの投資促進税制の対象機械の導入	事業実施主体が導入するスマート農業機械等が、申請時点でみどりの投資促進税制の対象機械に該当する場合、加算する	5 点
10 みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、加算する	5 点
11 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定	サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第 1 項及び第 2 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者が含まれている場合、加算する	5 点
12 地域計画への位置づけ	サービス提供地域において策定された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち、将来像が明確化された地域計画（※2）に事業実施主体がサービス事業者として位置づけられている場合、加算する	5 点
13 中山間地域における農業支援サービスの展開	サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、加算する ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分	15 点

	類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ※HP (https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html) 掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。	
--	--	--

※1：事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

※2：農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく、地域計画のうち、次のア及びイの要件を満たすもの。

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること

(イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること